

平成30年第1回浦幌町議会定例会 議案説明資料

目次

- ・承認第1号（専決処分の承認を求めることについて・後期高齢者医療特別会計補正予算）説明資料…………… P 1
- ・議案第1号（浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定）説明資料…………… P 2
- ・議案第2号（浦幌町空家等の適正管理に関する条例の制定）説明資料…………… P 3
- ・議案第3号（浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例の一部改正）説明資料…………… P 4・5
- ・議案第4号（浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 6・7
- ・議案第5号（浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例の一部改正）説明資料…………… P 8～12
- ・議案第6号（浦幌町敬老祝金贈呈条例の一部改正）説明資料…………… P 13・14
- ・議案第7号（浦幌町国民健康保険条例の一部改正）説明資料…………… P 15～17
- ・議案第8号（浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 18～20
- ・議案第9号（浦幌町介護保険条例の一部改正）説明資料…………… P 21～24
- ・議案第10号（浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 25～28
- ・議案第11号（浦幌町新産業創造等事業の助成に関する条例の廃止）説明資料…………… P 29
- ・議案第12号（一般会計補正予算）説明資料…………… P 30～43
- ・議案第13号（町有林野特別会計補正予算）説明資料…………… P 44
- ・議案第14号（国民健康保険事業特別会計補正予算）説明資料…………… P 45～50
- ・議案第15号（後期高齢者医療特別会計補正予算）説明資料…………… P 51
- ・議案第16号（介護保険特別会計補正予算）説明資料…………… P 52・53
- ・議案第17号（浦幌町立診療所特別会計補正予算）説明資料…………… P 54・55
- ・議案第18号（公共下水道特別会計補正予算）説明資料…………… P 56
- ・議案第19号（個別排水処理特別会計補正予算）説明資料…………… P 57
- ・議案第20号（簡易水道特別会計補正予算）説明資料…………… P 58

後期高齢者医療特別会計補正予算説明資料（専決処分）

（町民課）

1 還付加算金

①内 容

後期高齢者医療制度の保険料において、国が電算処理システムの設定を誤っていたため、一部の方について、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたことが判明しました。過大賦課となっていた3名の保険料還付金及び還付加算金について予算の不足を生じることから、専決処分により追加補正したものです。

なお、保険料還付金及び還付加算金は北海道後期高齢医療広域連合より全額補填されるため、歳入についても、併せて専決処分により追加補正したものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

4 款	諸収入	2 項	償還金及び還付加算金		
1 目	保険料還付金	1 節	保険料還付金	1 3 0 千円	追 加
2 目	還付加算金	1 節	還付加算金	3 2 千円	追 加

【歳出】

3 款	諸支出金	1 項	償還金及び還付加算金		
1 目	保険料還付金	23 節	償還金、利子及び割引料	1 3 0 千円	追 加
2 目	還付加算金	23 節	償還金、利子及び割引料	3 2 千円	追 加

浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準等を定める条例説明資料

(保健福祉課)

1 制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定する居宅介護支援事業者の事業の人員及び運営に関する基準が、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定により一部改正されたことにより、市町村長が当該事業者を指定するにあたり、事業に係る人員及び運営に関する基準を定めることとなったことから、本条例を制定するものです。

2 条例の内容

居宅介護支援事業を行う事業者が配置しなければならない人員の職種及び人数並びに事業の運営にあたっての指針及び責務等の基準を、厚生労働省令で定める基準に基づき定める。

- ① 第1章（第1条・第2条関係）
趣旨・定義を規定
- ② 第2章（第3条関係）
指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件について規定
- ③ 第3章（第4条関係）
指定居宅介護支援の事業の基本方針について規定
- ④ 第4章（第5条・第6条関係）
従業員及び事業所の管理者について規定
- ⑤ 第5章（第7条～第32条関係）
運営に関する指針及び責務等について規定
- ⑥ 第6章（第33条関係）
基準該当居宅介護支援に関する基準について規定
- ⑦ 第7章（第34条関係）
雑則について規定
- ⑧ 附 則
施行期日及び経過措置について規定

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

浦幌町空家等の適正管理に関する条例説明資料

(町 民 課)

1 制定の趣旨

本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき空家等対策計画を策定し、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定め、町民の生活環境を確保し、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に寄与することを目的に制定するものです。

2 条例の内容

① 目的（第1条関係）

本条例の目的について規定

② 定義（第2条関係）

本条例における用語の定義について規定

③ 所有者等の責務（第3条関係）

空家等に関する所有者等の基本的な責務について規定

④ 町の責務（第4条関係）

町の責務として空家等対策計画を策定し、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施することについて規定

⑤ 町民による情報提供（第5条関係）

町民による空家等に関する情報提供について規定

⑥ 関係機関への要請（第6条関係）

警察署その他の関係機関への必要な措置要請について規定

⑦ 空家等対策協議会の設置等（第7条～第16条関係）

空家等の適正な管理に関し必要な事項を協議するための協議会の設置、委員の任期、報酬等について規定

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例の一部を 改正する条例説明資料

(教育委員会)

1 改正の趣旨

浦幌町立学校給食センターの改築に伴い、地番に枝番の未記載が判明したことから正しい地番に改正するものです。

2 改正の内容

給食センターの位置表示を万年「339番地」から万年「339番地1」に改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

浦幌町立学校給食センター設置及び管理条例（昭和41年条例第4号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第2条（略） （位置）	第1条～第2条（略） （位置）
第3条 給食センターは、浦幌町字万年 <u>339番地</u> <u>1</u> に置く。	第3条 給食センターは、浦幌町字万年 <u>339番地</u> <u> </u> に置く。
第4条～第8条（略）	第4条～第8条（略）

浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例 の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

放課後、保護者の就労等により、小学校に就学し保育の必要がある児童の健全育成を図ることを目的に、浦幌幼稚園の余裕教室で学童保育所を開設していますが、この度、学童保育所に2人以上の児童が入所する世帯の経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 職員（第3条関係）

字句の整理 「指導員」を「支援員」に改める

② 費用の納付（第6条関係）

- ・児童1人につき月額4,000円の保育料を、同一保護者が2人以上の児童を学童保育所に入所させた場合、2人目を2分の1の額（2,000円）とし、3人目以降を無料とする保育料の軽減を規定
- ・児童が、月の途中で入退所した該当月分の保育料の算出基準を規定

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

浦幌町立学童保育所の設置及び管理等に関する条例（平成11年条例第30号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条から第2条（略） （職員）</p>	<p>第1条から第2条（略） （職員）</p>
<p>第3条 保育所に次の職員を置く。 所長 支援員</p>	<p>第3条 保育所に次の職員を置く。 所長 指導員</p>
<p>第4条から第5条（略） （費用の納付）</p>	<p>第4条から第5条（略） （費用の納付）</p>
<p>第6条 前条により入所した児童の保護者は、 保育に要する費用（以下「保育料」という。） を毎月25日までにその月分を納付しなければ ならない。</p>	<p>第6条 前条により入所した児童の保護者は、 保育に要する費用（以下「保育料」という。） を毎月25日までにその月分を納付しなければ ならない。</p>
<p>2 前項の保育料は、<u>児童一人につき月額4,000</u> 円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法 律第144号）による被保護世帯は、無料とする。</p>	<p>2 前項の保育料は、_____月額4,000 円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法 律第144号）による被保護世帯は、無料とする。</p>
<p><u>3 同一保護者が2人以上の児童を入所させる 場合、前項本文の規定にかかわらず、2人目 の児童の保育料を2分の1の額とし、3人目 以降の児童の保育料は無料とする。</u></p>	
<p><u>4 児童が月の途中で入退所した当該月分の納 付額は、第2項及び前項の規定による金額に 当該月の在籍日数（20日を越える場合は20日） を20日で除して得た率を乗じて算出した額 （10円未満の端数は切捨て）とする。</u></p>	
<p>第7条から第8条（略）</p>	<p>第7条から第8条（略）</p>

浦幌町老人福祉施設等費用徴収条例の一部を改正する 条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護サービス費の利用者負担の割合が変更され、この負担割合に応じて老人福祉施設費用徴収金の額を算定することから、改正するものです。

2 改正の内容

現在の規定では、養護老人ホームに入所している方のうち、要介護認定を受けている方で、特別養護老人ホームの入所申込をした方の入所者費用徴収金の額は、当該入所申込時点の徴収金の額（対象者の収入に応じて決定した徴収金の額）と、特別養護老人ホームに入所したと仮定したときの自己負担の額（介護サービス及び食事の提供に対する費用並びに施設滞在に対する費用を合算した額）を比較し、いずれか低い方の金額を徴収しているものである。

今回の改正は、被措置者が介護保険法に規定する額の所得を有する場合に、この自己負担となる介護サービスの提供に対する負担割合が、2割又は3割負担となることから改正するものである。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>第1条から第2条（略） （徴収金の額）</p>	<p>第1条から第2条（略） （徴収金の額）</p>
<p>第3条 前条の規定により被措置者又は主たる扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、養護老人ホーム被措置者にあつては別表第1、また、主たる扶養義務者にあつては別表第2による階層区分に応じ、それぞれ同表に定める費用徴収基準月額により算定した額とする。</p>	<p>第3条 前条の規定により被措置者又は主たる扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、養護老人ホーム被措置者にあつては別表第1、また、主たる扶養義務者にあつては別表第2による階層区分に応じ、それぞれ同表に定める費用徴収基準月額により算定した額とする。</p>
<p>2 前項の養護老人ホーム被措置者で介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ。）第19条第1項に規定する要介護認定を受け特別養護老人ホームへ入所申込を行った者の徴収金の額は、前項の規定に関わらず、当該特別養護老人ホームに入居したと仮定した場合に支払う次に掲げる額の合計額（1月を30日として算定した額）と第1項により算定した額のいずれか低い方の額とする。</p>	<p>2 前項の養護老人ホーム被措置者で介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ。）第19条第1項に規定する要介護認定を受け特別養護老人ホームへ入所申込を行った者の徴収金の額は、前項の規定に関わらず、当該特別養護老人ホームに入居したと仮定した場合に支払う次に掲げる額の合計額（1月を30日として算定した額）と第1項により算定した額のいずれか低い方の額とする。</p>
<p><u>（1）指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額）から、介護保険法第48条第2項（同法第49条の2において読み替える場合を含む。）に規定する施設介護サービス費の額を控除した額。ただし、その額が介護保険法施行令第22条の2の2各項に規定する額を超えるときは、当該各項に規定する額とする。</u></p>	<p><u>（1）介護保険法第48条第2項に規定する施設介護サービス費に90分の100を乗じて得た額から施設介護サービス費を控除した額。ただし、その額が介護保険法施行令第22条の2の2各項に規定する額を超えるときは、その額とする。</u></p>
<p><u>（2）介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第411号）。ただし、介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）の適用を受けることができる者については、その額とする。</u></p>	<p><u>（2）介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第411号）。ただし、介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）</u></p>
<p><u>（3）介護保険法第51条の3第2項第2号に規</u></p>	<p>__とする。 <u>（3）介護保険法第51条の2第2項第2号に規</u></p>

改正後

定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号）。ただし、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）の適用を受けることができる者については、その額とする。

第3項～第4項（略）
 第4条から第7条（略）
 別表第1（略）
 別表第2（第3条関係）
 扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（単給を含む）	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500円 (2,000円)
C2	得税非課税の者	6,600円 (3,800円)
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得課税の者であって、その税額の年額区分が次の額	30,000円以下
D2		30,001～80,000円
D3		80,001～140,000円
D4		140,001～280,000円
D5		280,001～500,000円
D6		500,001～800,000円
D7		800,001～1,160,000円
D8		1,160,001～1,650,000円
D9		1,650,001～2,260,000円
D10		2,260,001～3,000,000円

改正前

定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の2第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号）。ただし、介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）の適用を受けることができる者については、その額とする。

第3項～第4項（略）
 第4条から第7条（略）
 別表第1（略）
 別表第2（第3条関係）
 扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500円 (2,000円)
C2	得税非課税の者	6,600円 (3,800円)
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得課税の者であって、その税額の年額区分が次の額	30,000円以下
D2		30,001～80,000円
D3		80,001～140,000円
D4		140,001～280,000円
D5		280,001～500,000円
D6		500,001～800,000円
D7		800,001～1,160,000円
D8		1,160,001～1,650,000円
D9		1,650,001～2,260,000円
D10		2,260,001～3,000,000円

改正後				改正前			
D11	である者	3,000,001～3,960,000	143,800	D11	である者	3,000,001～3,960,000	143,800
D12		3,960,001～5,030,000	166,600	D12		3,960,001～5,030,000	166,600
D13		5,030,001～6,270,000	191,200	D13		5,030,001～6,270,000	191,200
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額	D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注2 D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成5年法律第68号）附則第10条

注3 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

注4 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表第1又は別表第2により徴収を受け

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注2 D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成5年法律第68号）附則第10条

注3 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

注4 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表第1又は別表第2により徴収を受け

改正後	改正前
<p>る場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。</p> <p>注5 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。</p>	<p>る場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。</p> <p>注5 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。</p>

浦幌町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

高齢者の長寿を祝福するとともに、社会貢献に対する労をねぎらい、あわせて町民の敬老思想の高揚を図ることを目的に、88歳及び100歳になられた方に対し、敬老祝金を贈呈（88歳 3万円、100歳 10万円）していますが、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）による被措置者については、贈呈する対象者としていなかったことから、これらの方々に対して贈呈することとし、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 贈呈の対象者とするための改正（第4条第2号を削除）

② 字句の整理

第4条各号列記以外の部分中「給付」を「贈呈」に改める。

第4条第3号中「給付が」を「贈呈について」に、「認められた者」を「認めた者」に改める。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

浦幌町敬老祝金贈呈条例（平成15年条例第25号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条から第3条（略） （資格喪失）</p> <p>第4条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>贈呈</u>を受ける資格を喪失する。</p> <p>（1）本町に居住しなくなったとき。</p> <p>（2）その他町長がその<u>贈呈について</u>適当でない<u>と認められた者</u></p> <p>第5条から第6条（略）</p>	<p>第1条から第3条（略） （資格喪失）</p> <p>第4条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>給付</u>を受ける資格を喪失する。</p> <p>（1）本町に居住しなくなったとき。</p> <p>（2）<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）による被措置者</u></p> <p>（3）その他町長がその<u>給付が</u> 適当でない<u>と認められた者</u></p> <p>第5条から第6条（略）</p>

浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例説明資料

(町 民 課)

1 改正の趣旨

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)が平成30年4月1日から施行され、北海道が道内各市町村の国民健康保険に関する財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。このことに伴い、規定の改正及び保険給付額の道基準への統一が必要となるため、浦幌町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」の名称についての規定

(第2条・第2条の2関係)

国民健康保険法第11条第2項により、各市町村で設置することとされた「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」の名称を「国民健康保険運営協議会」と規定する。

② 葬祭費の2万円引き上げ(第9条関係)

葬祭費について、国保都道府県化に伴い、支払額を「10,000円」から全道基準の「30,000円」に引き上げる。

③ 国民健康保険事業基金の目的等の改正(第13条・第18条関係)

町が支払っていた保険給付について、平成30年度以降については道が負担し、代わりに市町村は道へ事業費納付金(全道で必要となる医療給付費について、医療費水準・所得水準に応じて市町村ごとに按分されたもの)を支払うこととなるため、国民健康保険事業基金について「保険給付に要する財源に充てるため」としていたものを、「保険給付費及び国民健康保険事業費納付金に要する財源に充てるため」とする。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

浦幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 <u>町が行う国民健康保険の事務</u> （第1条）	第1章 <u>町が行う国民健康保険</u> （第1条）
第2章 国民健康保険運営協議会（ <u>第2条—第3条</u> ）	第2章 国民健康保険運営協議会（ <u>第2条・第3条</u> ）
第3章 被保険者（第4条・第5条）	第3章 被保険者（第4条・第5条）
第4章 保険給付（第6条—第9条）	第4章 保険給付（第6条—第9条）
第5章 保健事業（第10条—第11条の2）	第5章 保健事業（第10条—第11条の2）
第6章 国民健康保険税（第12条）	第6章 国民健康保険税（第12条）
第7章 基金の設置管理及び処分（第13条—第18条）	第7章 基金の設置管理及び処分（第13条—第18条）
第8章 罰則（第19条—第23条）	第8章 罰則（第19条—第23条）
附則	附則
第1章 <u>町が行う国民健康保険の事務</u> （ <u>町が行う国民健康保険の事務</u> ）	第1章 <u>町が行う国民健康保険</u> （ <u>町が行う国民健康保険</u> ）
第1条 <u>町が行う国民健康保険の事務</u> については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （名称）	第1条 <u>町が行う国民健康保険</u> については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により本町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。 （国民健康保険運営協議会の委員の定数）	（国民健康保険運営協議会の委員の定数）
第2条の2 <u>協議会</u>	第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u> （以下「協議会」という。）
の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。	の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。
（1）被保険者を代表する委員 3人	（1）被保険者を代表する委員 3人
（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人	（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
（3）公益を代表する委員 3人	（3）公益を代表する委員 3人
第3条～第8条（略）	第3条～第8条（略）
（葬祭費）	（葬祭費）
第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として <u>30,000円</u> を支給する。	第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として <u>10,000円</u> を支給する。
2（略）	2（略）
（保健事業）	（保健事業）

改正後	改正前
<p>第10条 町は、<u>法</u> 第72条の5 に規定する特定健康診査等を行うものとする ほか、これらの事業以外の事業であつて被保 険者の健康の保持増進のために次に掲げる事 業を行う。 (1)～(4) (略)</p> <p>第11条～第12条 (略) (設置)</p>	<p>第10条 町は、<u>国民健康保険法（昭和33年法律 第192号。以下「法」という。）</u> 第72条の5 に規定する特定健康診査等を行うものとする ほか、これらの事業以外の事業であつて被保 険者の健康の保持増進のために次に掲げる事 業を行う。 (1)～(4) (略)</p> <p>第11条～第12条 (略) (設置)</p>
<p>第13条 町は、<u>保険給付費及び国民健康保険事 業費納付金（以下「保険給付費等」という。）</u> に要する財源に充てるため、国民健康保険事 業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第14条～第17条 (略) (処分)</p> <p>第18条 基金は、経済事情の著しい変動災害に より生じた保険税の軽減に伴う減収をうめる ため及び<u>保険給付費等</u>に要する経費に不足を 生じた場合に充てる財源に限り、これを処分 することができる。</p> <p>第19条～第23条 (略)</p>	<p>第13条 町は、<u>保険給付</u> に要する財源に充てるため、国民健康保険事 業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第14条～第17条 (略) (処分)</p> <p>第18条 基金は、経済事情の著しい変動災害に より生じた保険税の軽減に伴う減収をうめる ため及び<u>保険給付</u>に要する経費に不足を 生じた場合に充てる財源に限り、これを処分 することができる。</p> <p>第19条～第23条 (略)</p>

浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例説明資料

(町 民 課)

1 改正の趣旨

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)が平成30年4月1日から施行され、後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の見直しにより「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)第55条の2の規定が新設されることに伴い、浦幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 第3条関係

本町が保険料を徴収すべき後期高齢者医療被保険者について、本町に住所を有する被保険者のほか、下記の被保険者を追加するものです。

(1) 他市町村に住所を有し、資格取得時まで住所地特例の適用を受けて本町の国民健康保険の被保険者であった方で、75歳に達し後期高齢者医療の被保険者となった方

(2) 他市町村に住所を有し、資格取得時まで住所地特例の適用を受けて本町の国民健康保険の被保険者であった方で、北海道後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けて後期高齢者医療の被保険者となった方

② 附則第2条関係

平成20年度(制度開始時)における保険料の納期に係る特例を規定した条項であり、不要となった条項の整理のため削除するものです。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

浦幌町後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第22号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条（略） （保険料を徴収すべき被保険者）</p>	<p>第1条～第2条（略） （保険料を徴収すべき被保険者）</p>
<p>第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）<u>第55条第1項及び第2項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>これらの規定の適用を受けるに至った際本町に住所を有していたもの</u></p> <p><u>(3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</u></p>	<p>第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）<u>第55条</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>同条の</u>規定の適用を受けるに至った際本町に住所を有していたもの</p>
<p>第4条（略） （督促）</p>	<p>第4条（略） （督促）</p>
<p>第5条 町長は、法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）が納期限（前条第1項又は第2項の規定により定められた納期限とする。）までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、法第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）</p>	<p>第5条 町長は、法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）が納期限（前条第1項又は第2項の規定により定められた納期限とする。）までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、法第112条の規定により準用する地方税法</p>
<p>第13条の2の規定を適用する場合は、この限りでない。</p>	<p>第13条の2の規定を適用する場合は、この限りでない。</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>第6条～第10条（略） 附則</p>	<p>第6条～第10条（略） 附則</p>
<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略） <u>（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）</u> 第2条 <u>平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、</u></p>

改正後	改正前
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p><u>同項に規定する第4期から第6期までとする。</u></p> <p>2 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例説明資料

(町民課・保健福祉課)

1 改正の趣旨

浦幌町老人福祉計画・浦幌町介護保険事業計画策定審議会より答申された介護保険事業計画をもとに、平成30年度から平成32年度までの保険料を改正するものです。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行に伴い、被保険者等に関する調査に正当な理由なしに従わなかった場合等における過料の対象者について、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の配偶者等に、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）の配偶者等が加えられたため、本町条例においても同様に改正するものです。

2 改正の内容

①保険料率（第8条関係）

保険料基準額については、「5,550円」から「5,400円」とし、各段階の年額保険料について次のとおり改正する。

改正後				改正前			
段階	対象者	標準割合	年額保険料(円)	段階	対象者	標準割合	年額保険料(円)
1	・生活保護受給者の方 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者の方 ・住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.50 (0.45)	32,400 (29,100)	1	・生活保護受給者の方 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者の方 ・住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.50 (0.45)	33,300 (29,900)
2	住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	0.75	48,600	2	住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	0.75	49,900
3	住民税非課税世帯で、上記以外の方	0.75	48,600	3	住民税非課税世帯で、上記以外の方	0.75	49,900
4	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.90	58,300	4	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.90	59,900
5	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、上記以外の方	1.00	64,800	5	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、上記以外の方	1.00	66,600
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	77,700	6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	79,900
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	84,200	7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	86,500

8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	97,200	8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	99,900
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.70	110,100	9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	113,200

※年額保険料の算出方法保険料

基準額×標準割合×12か月＝年額保険料

100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

②過料（第19条関係）

条例第19条に規定する「第1号被保険者」を「被保険者」に改正する。

3 施行期日

①過料（第19条関係）

公布の日

②保険料率（第8条関係）

平成30年4月1日

浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例（平成12年条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第7条（略）	第1条～第7条（略）
（保険料率）	（保険料率）
第8条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率（法第129条第2項に規定する保険料率をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第8条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u> における保険料率（法第129条第2項に規定する保険料率をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,300円</u>
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,600円</u>	(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>49,900円</u>
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u>	(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,900円</u>
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,300円</u>	(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>59,900円</u>
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u>	(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>66,600円</u>
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,700円</u>	(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>79,900円</u>
(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>84,200円</u>	(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>86,500円</u>
(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>97,200円</u>	(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>99,900円</u>
(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>110,100円</u>	(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>113,200円</u>
2 前項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	2 前項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>29,100円</u> とする。	3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>29,900円</u> とする。
第9条～第18条（略）	第9条～第18条（略）

改正後	改正前
<p>第19条 町長は、被保険者、<u>被保険者</u> _____ の配偶者若しくは<u>被保険者</u> _____ の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に科する。</p>	<p>第19条 町長は、被保険者、<u>第1号被保険者</u> _____ の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u> _____ の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に科する。</p>
<p>第20条～第22条 (略)</p>	<p>第20条～第22条 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p>	
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、浦幌町介護保険条例第8条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p>2 <u>改正後の浦幌町介護保険条例第8条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例説明資料

(保健福祉課)

1 改正の趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正により、本条例で定める事項のうち、当該省令に従い定めることとされている事項について改正するものです。

2 改正の内容

本条例で定める事項のうち、省令に従い定めている事項について、改正後の省令に従い改正する。

- ① 指定地域密着型サービスの事業の指定に係る申請者の要件について、申請者が看護小規模多機能型居宅介護事業者であり、病床を有する診療所を開設している場合には、法人でなくとも指定地域密着型サービスの指定の申請をすることができることとなったため改正する。（第3条関係）
- ② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護の事業に従事する訪問介護員等の定義について、法第8条第2項に規定する政令で定める者としていたものを、介護保険法施行規則で定める介護職員初任者研修を受講した者に限るものと明文化されたことから改正する。（第6条・第47条関係）

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>第18条～第46条 (略) (指定夜間対応型訪問介護)</p>	<p>第18条～第46条 (略) (指定夜間対応型訪問介護)</p>
<p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p>	<p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者</p>
<p>（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p>	<p>_____をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p>
<p>第2項 (略)</p>	<p>第2項 (略)</p>
<p>第48条～第60条の8 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>第48条～第60条の8 (略) (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>第1号から第5号 (略) (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（<u>法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。</u>）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>	<p>第1号から第5号 (略) (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第60条の10～第61条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。</u>）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>第1号～第3号 (略) 第2項～第7項 (略) 第63条～第203条 (略)</p>	<p>第60条の10～第61条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設_____）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>第1号から第3号 (略) 第2項から第7項 (略) 第63条～第203条 (略)</p>

浦幌町新産業創造等事業の助成に関する条例を廃止 する条例説明資料

(産 業 課)

1 廃止の趣旨

これまで本条例において、新たな産業の創造に資する事業等に対し、北海道産炭地域振興センターの管理する「新産業創造等基金」の本町分基金額を限度に助成を行ってきましたが、当該基金は当初より取崩型の基金とされており、平成26年に同センターが策定した「基金の活用及び基金管理人あり方」の方針によって、基金の早期活用を図るために平成30年度までに全額を取崩を進めることとされており、平成30年度第1次募集において本町への応募がなかったため、町が平成30年度中に実施する事業に残額を充当し基金全額を取崩すことから、本条例を廃止するものです。

2 施行期日

公布の日から廃止する。

3 参考：これまでの助成実績（平成20年度～平成29年度までの累計）

浦幌町分基金額	助成金額（件数）	基金残額
209,300千円	180,300千円（3件）	29,000千円

一般会計補正予算説明資料

1 個人町民税（町民課）…補正綴P12

①内 容

個人町民税の現年課税分において、課税額の確定に伴い追加補正するものです。
また、滞納繰越分について、当初予算額よりも収納が多く見込まれることから追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	町税	1 項	町民税	1 目	個人		
1 節	現年課税分					35,000	千円追加
2 節	滞納繰越分					1,000	千円追加

2 法人町民税（町民課）…補正綴P12

①内 容

法人町民税の現年課税分において、課税額の確定に伴い追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	町税	1 項	町民税	2 目	法人		
1 節	現年課税分					15,800	千円追加

3 固定資産税（町民課）…補正綴P12

①内 容

平成28年中の経済情勢を考慮し、当初予算においては償却資産を減少として見込みましたが、電気通信事業者等による施設の新増設に伴い、償却資産が増加となったことから、固定資産税の追加補正をするものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	町税	2 項	固定資産税	1 目	固定資産税		
1 節	現年課税分					7,000	千円追加

4 町たばこ税（町民課）…補正綴P12

①内 容

当初予算と比較し、本数の減少が見込まれることから減額補正するものです。

種 別	当 初	実績見込	比 較
旧 3 級 品	5 0 0 千本	4 6 0 千本	△ 4 0 千本
	1, 6 5 9 千円	1, 5 2 6 千円	△ 1 3 3 千円
旧 3 級品以外	7, 1 0 0 千本	6, 8 0 0 千本	△ 3 0 0 千本
	3 7, 3 6 0 千円	3 5, 7 8 1 千円	△ 1, 5 7 9 千円
合 計	7, 6 0 0 千本	7, 2 6 0 千本	△ 3 4 0 千本
	3 9, 0 1 9 千円	3 7, 3 0 7 千円	△ 1, 7 1 2 千円

②補正科目及び補正額

【歳入】

1 款 町税 4 項 町たばこ税 1 目 町たばこ税

1 節 現年課税分

1, 7 1 2 千円更正減

5 民生費負担金（保健福祉課）・・・補正綴 P 1 2

①内 容

しらかば保育園の一時保育利用について、利用者の増加により保育料が増額となるため、負担金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

11 款 分担金及び負担金 2 項 負担金 1 目 民生費負担金

2 節 児童福祉費負担金（一時保育保育料）

1 2 0 千円追 加

6 民生費国庫負担金・民生費道負担金（保健福祉課）…補正綴 P 1 3・1 5

①内 容

子どものための教育・保育給付費負担金について、給付費等負担対象額の減額が見込まれることから、国及び道の負担金を減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

13 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 民生費国庫負担金

3 節 児童福祉費国庫負担金（子どものための教育・保育給付費負担金）

5 6 0 千円更正減

14 款 道支出金 1 項 道負担金 2 目 民生費道負担金

5 節 児童福祉費道負担金（子どものための教育・保育給付費負担金）

2 8 0 千円更正減

7 民生費国庫補助金・民生費道補助金（保健福祉課）…補正綴P14・15

①内 容

子ども・子育て支援交付金について、補助対象経費である地域子育て支援拠点事業及び保育園で実施している一時保育事業の経費に増額が見込まれることから、国及び道の補助金を追加補正するものです。

また、保育園、へき地保育所を利用する3歳未満の第2子以降の保育料を無償化することにより、子育て世帯（市町村民税所得割合算額が169,800円未満の世帯）の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため道が実施する、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款	国庫支出金	2項	国庫補助金	2目	民生費国庫補助金	
3節	児童福祉費補助金（子ども・子育て支援交付金）					310千円追加
14款	道支出金	2項	道補助金	2目	民生費道補助金	
2節	児童福祉費補助金					
					（子ども・子育て支援交付金）	310千円追加
					（多子世帯の保育料軽減支援事業補助金）	1,150千円追加

8 農林水産業費道補助金（農業委員会・産業課）…補正綴P16

(1) 農業費補助金

①内 容

ア) 農業委員会交付金の確定に伴い追加補正するものです。

イ) 機構集積支援事業交付金について、交付対象事業の見直しに伴い対象外となったことから、交付金の減額補正をするものです。

ウ) 農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化交付金が新たに創設されたことに伴い、本年度農業委員の改選により交付対象となったことから、交付金の追加補正をするものです。

内 訳

農業委員会交付金	591千円追加
機構集積支援事業交付金	180千円更正減
農地利用最適化交付金	2,337千円追加
計	2,748千円追加

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款	道支出金	2項	道補助金	4目	農林水産業費道補助金	
1節	農業費補助金（農業委員会等活動促進事業交付金）					2,748千円追加

(2) 水産業費補助金

①内 容

北海道が当初国の支援を受け「北海道海岸漂着物等地域対策推進事業」の実施を予定していましたが、国からの配分がなく事業実施をしないこととなったため、補助金を減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金
3節 水産業費補助金(北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金)

1, 200千円更正減

9 戸籍住民登録費 (町民課) …補正綴P14・23

①内 容

個人番号カード交付事業費補助金の概算交付額の決定により減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金
1節 総務費補助金(通知カード・個人番号カード関連事務費補助金)

449千円更正減

【歳出】

2款 総務費 3項 戸籍住民登録費 1目 戸籍住民登録費
19節 負担金、補助及び交付金
(通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金)

449千円更正減

10 社会福祉総務費 (保健福祉課) …補正綴P13・14・15・24

(1) 心身障害児等療育施設等訓練通園費補助金

①内 容

心身障がい児等の療育訓練のため施設に通所している保護者及び精神障がいの方が社会復帰のために施設等への通所に要する交通費補助について、利用者及び利用回数増により予算が不足することが見込まれることから追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費
19節 負担金、補助及び交付金(心身障害児等療育施設等訓練通園費補助金)

137千円追 加

(2) 補装具給付事業費

①内 容

障がいのある方に給付する補装具等について、当初の見込みより給付件数の減少が見込まれることから減額補正するものです。

【歳入】

13款	国庫支出金	1項	国庫負担金	1目	民生費国庫負担金	
1節	障害者福祉費国庫負担金(補装具給付費国庫負担金)				433千円更正減	
14款	道支出金	1項	道負担金	2目	民生費道負担金	
2節	障害福祉費道負担金(補装具給付費道負担金)				175千円更正減	

【歳出】

3款	民生費	1項	社会福祉費	1目	社会福祉総務費	
20節	扶助費(補装具給付事業費)				400千円更正減	

(3) 障害介護等給付費

①内 容

障がい者が利用した施設等に給付する福祉介護給付費について、各種障害福祉サービス費の増減により負担額が増え不足が見込まれることから追加補正するものです。

障害介護給付費内訳

(単位：円)

障害福祉サービス種別	当初予算額(A)	執行見込額(B)	補正額(B-A)
生活介護	65,520,000	65,100,000	△420,000
就労移行支援	0	130,000	130,000
就労支援A型	2,400,000	1,100,000	△1,300,000
就労支援B型	23,520,000	22,500,000	△1,020,000
短期入所	1,512,000	1,359,000	△153,000
療養介護	3,120,000	3,000,000	△120,000
共同生活援助	27,360,000	32,200,000	4,840,000
施設入所支援	34,020,000	35,900,000	1,880,000
特定障害特別給付	5,400,000	5,100,000	△300,000
計画相談支援給付	1,207,000	1,670,000	463,000
高額障害福祉サービス	0	300,000	300,000
計	164,059,000	168,359,000	4,300,000

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款	国庫支出金	1項	国庫負担金	1目	民生費国庫負担金	
1節	障害者福祉費国庫負担金(障害介護給付費国庫負担金)				1,513千円追加	
14款	道支出金	1項	道負担金	2目	民生費道負担金	
2節	障害福祉費道負担金(障害介護給付費道負担金)				957千円追加	

【歳出】

3款	民生費	1項	社会福祉費	1目	社会福祉総務費	
20節	扶助費(障害介護等給付費)				4,300千円追加	

(4) 自立支援医療給付費

①内 容

心身の障がいを持つ方の医療費負担を軽減するための自立支援医療給付費について、人工透析を必要とされる方の調剤に要する給付費が増加したことにより予算が不足することが見込まれることから追加補正するものです。

【歳出】

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費
20節 扶助費（自立支援医療給付費） 120千円追加

(5) 臨時福祉給付金事業

①内 容

平成29年度臨時福祉給付金（対象者1人につき15,000円支給）について、給付金受給者が当初予算に計上した人数より少なかったことから減額補正するものです。

（単位：人、円）

当初見込数・額（A）		給付確定数・額（B）		比較（B）－（A）	
人数	給付見込額	人数	給付済額	人数	補正額
1,150	17,250,000	1,045	15,675,000	△105	△1,575,000

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金
1節 社会福祉費補助金（臨時福祉給付金事業費補助金） 1,575千円更正減

【歳出】

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費
19節 負担金、補助及び交付金（臨時福祉給付金） 1,575千円更正減

11 後期高齢者医療費（町民課）…補正綴P26

①内 容

平成28年度後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金の精算確定に伴い、その差額分について、平成29年度の市町村療養給付費負担金において調整するため精算分について減額補正するものです。

療養給付費負担金

（単位：円）

平成28年度 概算額	74,788,000	平成29年度 概算額	69,777,000
平成28年度 確定額	65,724,708	平成28年度 差額	▲9,063,292
平成28年度 差額	▲9,063,292	平成29年度 差額調整後	60,713,708

②補正科目及び補正額

【歳出】

3款 民生費 1項 社会福祉費 7目 後期高齢者医療費
19節 負担金、補助及び交付金（療養給付費等負担金） 9,063千円更正減

12 児童福祉総務費（町民課）…補正綴P 2 6

①内 容

出産祝金贈呈対象者数が見込みより減少したため、減額補正するものです。

区 分	当初予算額		見込額		差 引	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
第1回目	40人	4,000千円	28人	2,800千円	12人	△1,200千円
第2回目 第2子	5人	500千円	5人	500千円	0	0
第3子	4人	800千円	4人	800千円	0	0
第4子	1人	400千円	1人	400千円	0	0
計	50人	5,700千円	38人	4,500千円	12人	△1,200千円

②補正科目及び補正額

【歳出】

3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費
8節 報償費（出産祝金） 1,200千円更正減

13 児童措置費（町民課）…補正綴P 1 3・1 5・2 6

①内 容

児童手当支給対象児童数の減少により、減額補正するものです。

区分		月額	当初見込人数	見込人数	差引人数	差引金額
3歳未満		15,000円	延1,212人	延720人	△492人	△7,380千円
3歳以上 ～小学生	第1子、 第2子	10,000円	延2,304人	延2,391人	87人	870千円
	第3子以降	15,000円	延528人	延512人	△16人	△240千円
中学生		10,000円	延972人	延894人	△78人	△780千円
特例給付		5,000円	延516人	延570人	54人	270千円
計						△7,260千円

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金
3節 児童福祉費国庫負担金（児童手当国庫負担金） 5,655千円更正減
14款 道支出金 1項 道負担金 2目 民生費道負担金
5節 児童福祉費道負担金（児童手当道負担金） 844千円更正減

【歳出】

3款 民生費 2項 児童福祉費 2目 児童措置費
20節 扶助費（児童手当） 7,260千円更正減

14 老人福祉施設費（保健福祉課）…補正綴P12・28

①内 容

養護老人ホームに入所している費用徴収対象者が2名増えたことによる入所者費用徴収金の増額補正と、保護措置対象者（一般施設入所者）が1名増えたことによる保護措置費を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

11款 分担金及び負担金 2項 負担金 1目 民生費負担金

4節 老人福祉施設費負担金（老人福祉施設入所者費用徴収金）

2,609千円追加

【歳出】

3款 民生費 3項 老人福祉費 2目 老人福祉施設費

20節 扶助費（老人福祉施設保護措置費）

2,002千円追加

15 老人ホーム費（保健福祉課）…補正綴P28

①内 容

ア)当初採用を予定していた臨時看護師及び臨時介護職員の確保が出来なかったことと年度途中で臨時介護職員が退職し、その補充が出来なかったことから賃金を更正減するものです。

イ)介護給付費の請求にあたり、現在ISDN回線により毎月北海道国民健康保険団体連合会に請求しているが、ISDN回線による請求が平成30年3月末で終了し、インターネット請求により行わなければならないことから電子証明書の取得が必要となり、その発行手数料を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3款 民生費 3項 老人福祉費 3目 老人ホーム費

7節 賃金

7,389千円更正減

12節 役務費（手数料）

14千円追加

16 予防費（保健福祉課）…補正綴P30

①内 容

出生数の減少に伴う乳児期の予防接種対象者の減少及び、インフルエンザ予防接種のワクチン不足による接種者の減少、高齢者肺炎球菌予防接種者の減少により減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費
 13節 委託料（予防接種委託料） 8,792千円更正減

17 労働諸費（産業課）…補正綴P18・31

①内 容

雇用促進事業補助金が現予算（8件分）を上回る見込みのため、7件分を追加補正するものです。

区 分	現計予算		実績見込		差 引	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
雇用促進事業補助金	8	3,840千円	15	7,200千円	7	3,360千円

②補正科目及び補正額

【歳入】

20款 町債 1項 町債 4目 労働債
 1節 雇用促進事業補助事業債 3,000千円追 加

【歳出】

5款 労働費 1項 労働諸費 1目 労働諸費
 19節 負担金、補助及び交付金（雇用促進事業補助金） 3,360千円追 加

18 農業振興費（産業課）…補正綴P16・32

(1) 環境保全型農業直接支払交付金事業

①内 容

対象取組面積の増加に伴い、追加補正するものです。

区分	取組内容	当 初	実績見込	差 引	
取組面積	①カバークropp、リビングマルチ	14,300 a	16,472 a	2,172 a	
	②有機農業（雑穀類）	100 a	40 a	△60 a	
	③有機農業（雑穀類以外）	a	183 a	183 a	
	③堆肥の施用	10,000 a	18,749 a	8,749 a	
合 計		24,400 a	35,444 a	11,044 a	
区分	当 初		実績見込		差 引
	単価	金額	単価	金額	
補助金額	① 8,000円/10a	11,440,000円	7,280円/10a	11,991,616円	551,616円
	② 3,000円/10a	30,000円	2,760円/10a	11,040円	△18,960円
	③ 8,000円/10a	0円	7,280円/10a	133,224円	133,224円
	④ 4,400円/10a	4,400,000円	4,040円/10a	7,574,596円	3,174,596円
合計	15,870,000円		19,710,476円		3,840,476円

②補正科目及び補正額

【歳入】

14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金
 1節 農業費補助金(環境保全型農業直接支援対策事業補助金(直接支払交付金事業))
 2,880千円追加

【歳出】

6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費
 19節 負担金、補助及び交付金(環境保全型農業直接支払交付金)
 3,841千円追加

(2) 台風被害等による鹿柵被害復旧支援事業

①内 容

一昨年8月の台風により被災した鹿柵の復旧に要する経費については、本年度の繰越事業として支援しているところですが、復旧工事を進める中で新たに被災箇所が多数確認されたことから、それらの復旧に要する経費について、当初の復旧と同様(経費の税抜き90%)に支援するため追加補正をするものです。

〔 復旧延長(追加分) 3,462m
 復旧事業費(追加分) 20,700千円(税抜き) 〕

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費
 19節 負担金、補助及び交付金(台風被害等による鹿柵被害復旧支援事業補助金)
 18,630千円追加

19 畜産振興費(産業課)…補正綴P32

①内 容

性判別精液受胎初任牛及び高能力初任牛の導入に対する補助金が現予算20頭分を上回る見込みのため、不足分を追加補正するものです。

区 分	現計予算		実績見込		差 引	
	頭数	金 額	頭数	金 額	頭数	金 額
性判別精液 受胎初任牛	5頭	1,500千円	4頭	1,200千円	/	/
高 能 力 初 任 牛	15頭	4,500千円	17頭	5,100千円		
計	20頭	6,000千円	21頭	6,300千円		

②補正科目及び補正額

【歳出】

6款 農林水産業費 1項 農業費 5目 畜産振興費
 19節 負担金、補助及び交付金(生乳生産基盤強化対策事業補助金)
 300千円追加

20 道営土地改良事業費（産業課）…補正綴P12・16・18・32

①内 容

事業の確定及び繰越予算への移行に伴い予算を補正するものです。

合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業工事負担金

1) 一般予算

- ・当 初 51,000千円（事業費 300,000千円×負担率17%）
- ・変 更 23,395千円（事業費 137,620千円×負担率17%）
- ・差 引△27,605千円

区 分	当 初	実 績	差 引
暗渠排水	A=33.2ha	A=17.0ha	△16.2ha
区画整理	A=20.0ha	A=22.9ha	2.9ha
明渠排水	L=1,100m	L=0m	△1,100m

2) 繰越予算

- ・事業費 9,228千円（事業費 54,280千円×負担率17%）
- ・事業量 暗渠排水 A=3.1ha 区画整理 A=4.1ha
明渠排水 L=315m

②補正科目及び補正額

【歳入】

- 11款 分担金及び負担金 1項 分担金 1目 農林水産業費分担金
- 1節 農業費分担金（合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業受益者分担金）
1,380千円更正減
- 14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金
- 1節 農業費補助金（農業競争力強化基盤整備事業補助金（合流地区））
1,340千円更正減
- 20款 町債 1項 町債 5目 農林水産業債
- 1節 農業債（合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業債）9,900千円更正減

【歳出】

- 6款 農林水産業費 1項 農業費 8目 道営土地改良事業費
- 19節 負担金、補助及び交付金（合流地区担い手育成型畑地帯総合整備事業工事負担金）
18,377千円更正減

21 地籍調査事業費（施設課）…補正綴P14・33

①内 容

国の平成29年度補正予算において予算配分決定があったことによる追加補正、並びに事業確定に伴う執行残について減額補正をするものです。

なお、追加補正する委託料（地籍測量委託料）については予算残と合わせ繰越明許費とするものです。

- ・繰越予算 52,920千円

23 道路維持事業費（施設課）…補正綴P35

①内 容

12月からの度重なる降雪により、町道除雪費に不足が生じたため、機械借上料を追加補正するものです。

また、下頃辺川沿線舗装工事に当り河川管理者と協議を進めてきましたが、河川管理者においても築堤保護のための舗装工事を計画しており、舗装区間が確定するまでに期間を要するため、事業を先送りすることとなり、減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

8 款	土木費	2 項	道路橋梁費	2 目	道路維持事業費	
14 節	使用料及び賃借料（機械借上料）					5,000千円追加
15 節	工事請負費					21,000千円更正減

24 小学校教育振興費（教育委員会）…補正綴P38

①内 容

浦幌町教育功績者表彰経費について、表彰候補者が増えたことから追加補正するものです。

当初 6,480円×10人=64,800円

見込 6,480円×11人=71,280円

②補正科目及び補正額

【歳出】

10 款	教育費	2 項	小学校費	2 目	教育振興費	
8 節	報償費					7千円追加

25 公民館運営費（教育委員会）…補正綴P40

①内 容

中央公民館のトイレ改修工事について、実施設計を行い事業概要が確定し、工期が長期に渡ることから、中央公民館利用計画及び各種事業への影響を最小限で抑える改修工事を施工するため、繰越明許費として工事請負費を追加補正するものです。

・繰越予算 14,500千円

②補正科目及び補正額

【歳出】

10 款	教育費	5 項	社会教育費	2 目	公民館運営費	
15 節	工事請負費					14,500千円追加

26 社会体育総務費（教育委員会）…補正綴P 4 1

①内 容

十勝選抜として全国大会に出場する児童生徒及び冬季競技の新種目で出場する児童等が増加したため、青年等対外競技出場奨励費補助金を追加補正するものです。

現計予算	実績見込	差引額
1,000千円	1,350千円	350千円

②補正科目及び補正額

【歳出】

10款 教育費 6項 保健体育費 1目 社会体育総務費

19節 負担金、補助及び交付金（青年等対外競技出場奨励費補助金）

350千円追 加

町有林野特別会計補正予算説明資料

(産 業 課)

1 内 容

間伐材売払収入額の確定に伴い追加補正するものです。

区 分	当 初	実 績	差 引
素材材積 (間伐材)	4,310.000m ³	5,518.032m ³	1,208.032m ³
売 払 代 金 額	13,886,000円	33,210,000円	19,324,000円

2 補正科目及び補正額

【歳入】

2款 財産収入 2項 財産売払収入 2目 素材売払収入

1節 間伐材売払収入 19,324千円追 加

国民健康保険事業特別会計補正予算説明資料

(町民課)

1 国民健康保険税

①内 容

平成29年度の賦課決定に伴い、当初予算の課税額と比較し、均等割、平等割、所得割及び資産割額の増加及び減少が見込まれるため補正するものです。

また、滞納繰越分について、当初予算額よりも収納が多く見込まれることから追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	国民健康保険税	1 項	国民健康保険税	1 目	一般被保険者国民健康保険税	
1 節	医療給付費分現年課税分		(保険税医療給付費分現年課税分)			13,100千円追加
2 節	後期高齢者支援分現年課税分		(保険税後期高齢者支援分現年課税分)			4,300千円追加
3 節	介護納付金分現年課税分		(保険税介護納付金分現年課税分)			1,200千円追加
4 節	医療給付費分滞納繰越分		(保険税医療給付費分滞納繰越分)			300千円追加
5 節	後期高齢者支援分滞納繰越分		(保険税後期高齢者支援分滞納繰越分)			450千円追加
6 節	介護納付金分滞納繰越分		(保険税介護納付金分滞納繰越分)			300千円追加
1 款	国民健康保険税	1 項	国民健康保険税	2 目	退職被保険者等国民健康保険税	
1 節	医療給付費分現年課税分		(保険税医療給付費分現年課税分)			150千円更正減
2 節	後期高齢者支援分現年課税分		(保険税後期高齢者支援分現年課税分)			50千円更正減
3 節	介護納付金分現年課税分		(保険税介護納付金分現年課税分)			70千円更正減

2 一般会計繰入金

①内 容

保険基盤安定負担金の額が確定したことにより追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

8款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金
1節 保険基盤安定軽減分繰入金 (保険基盤安定軽減分繰入金) 1,029千円追加

8款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金
2節 保険基盤安定支援分繰入金 (保険基盤安定支援分繰入金) 1,531千円追加

3 一般被保険者返納金

①内 容

一般被保険者が資格喪失後に受けた療養給付費の返納金の増加により追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

10款 諸収入 3項 雑入 3目 一般被保険者返納金
1節 返納金 (返納金) 132千円追加

4 一般管理費 (事業状況報告システムクラウド構築負担金)

①内 容

事業状況報告システムクラウド構築負担金が確定したことにより減額補正し、国民健康保険制度関係業務準備事業補助金が確定したことにより増額補正、国・道からの財政調整交付金を減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

2款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金
1節 財政調整交付金 (財政調整交付金) 196千円更正減

2款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 国民健康保険制度関係業務準備事業補助金
1節 国民健康保険制度関係業務準備事業補助金
(国民健康保険制度関係業務準備事業補助金) 241千円追加

5款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金
1節 財政調整交付金 (財政調整交付金) 196千円更正減

【歳出】

1 款	総務費	1 項	総務管理費	1 目	一般管理費	
19 節	負担金、補助及び交付金（事業状況報告システムクラウド構築負担金）					1 5 1 千円更正減

5 一般管理費（国民健康保険事業基金積立金）

①内 容

共同事業拠出金の減少等により剰余金が生じる見込みであることから、国民健康保険事業基金積立金について追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

1 款	総務費	1 項	総務管理費	1 目	一般管理費	
25 節	積立金（国民健康保険事業基金積立金）					1 6, 2 4 4 千円追 加

6 保険給付費

①内 容

一般被保険者及び退職被保険者等の保険給付費について、事業実績の増加及び減少が見込まれることにより補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

2 款	国庫支出金	1 項	国庫負担金	1 目	療養給付費等負担金	
1 節	現年度分（療養給付費等負担金）					3, 2 3 0 千円更正減
2 款	国庫支出金	2 項	国庫補助金	1 目	財政調整交付金	
1 節	財政調整交付金（財政調整交付金）					2, 9 2 3 千円更正減
3 款	療養給付費等交付金	1 項	療養給付費等交付金	1 目	療養給付費等交付金	
1 節	現年度分（療養給付費等交付金）					2, 1 0 1 千円更正減
5 款	道支出金	2 項	道補助金	1 目	財政調整交付金	
1 節	財政調整交付金（財政調整交付金）					3, 4 1 3 千円更正減

【歳出】

2 款	保険給付費	1 項	療養諸費	1 目	一般被保険者療養給付費	
19 節	負担金、補助及び交付金（一般被保険者療養給付費保険者負担金）					2, 9 2 0 千円追 加
2 款	保険給付費	1 項	療養諸費	2 目	退職被保険者等療養給付費	
19 節	負担金、補助及び交付金（退職被保険者療養給付費保険者負担金）					2, 1 7 1 千円更正減

2 款	保険給付費	1 項	療養諸費	3 目	一般被保険者療養費	
19 節	負担金、補助及び交付金（一般被保険者療養費保険者負担金）					2 6 8 千円更正減
2 款	保険給付費	1 項	療養諸費	4 目	退職被保険者等療養費	
19 節	負担金、補助及び交付金（退職被保険者等療養費保険者負担金）					3 0 千円更正減
2 款	保険給付費	2 項	高額療養費	1 目	一般被保険者高額療養費	
19 節	負担金、補助及び交付金（一般被保険者高額療養費保険者負担金）					2, 3 6 6 千円追 加
2 款	保険給付費	2 項	高額療養費	3 目	一般被保険者高額介護合算療養費	
19 節	負担金、補助及び交付金（一般被保険者高額介護合算療養費保険者負担金）					8 2 千円更正減
2 款	保険給付費	2 項	高額療養費	4 目	退職被保険者等高額介護合算療養費	
19 節	負担金、補助及び交付金（退職被保険者等高額介護合算療養費保険者負担金）					5 0 千円更正減
2 款	保険給付費	5 項	葬祭諸費	1 目	葬祭給付費	
19 節	負担金、補助及び交付金（葬祭費払）					6 0 千円更正減

7 後期高齢者支援金

①内 容

後期高齢者支援金の額が確定したことにより減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

3 款	後期高齢者支援金	1 項	後期高齢者支援金	1 目	後期高齢者支援金	
19 節	負担金、補助及び交付金（後期高齢者支援金）					2 7 0 千円更正減

8 前期高齢者交付金・納付金

①内 容

前期高齢者交付金及び納付金の額が確定したことにより追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

4 款	前期高齢者交付金	1 項	前期高齢者交付金	1 目	前期高齢者交付金	
1 節	前期高齢者交付金（前期高齢者交付金）					6 7 6 千円追 加

【歳出】

4 款	前期高齢者納付金	1 項	前期高齢者納付金	1 目	前期高齢者納付金	
19 節	負担金、補助及び交付金（前期高齢者納付金）					3 千円追 加

9 介護納付金

①内 容

介護納付金の額が確定したことにより減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

2 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 療養給付費等負担金
1 節 現年度分 (介護納付金負担金) 1 2 7 千円更正減

【歳出】

6 款 介護納付金 1 項 介護納付金 1 目 介護納付金
19 節 負担金、補助及び交付金 (介護納付金) 3 9 7 千円更正減

10 共同事業拠出金

①内 容

交付金等及び拠出金の額が確定したことにより補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

2 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 2 目 高額医療費共同事業負担金
1 節 高額医療費共同事業負担金 (高額医療費共同事業負担金) 2, 5 3 2 千円更正減

5 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 高額医療費共同事業負担金
1 節 高額医療費共同事業負担金 (高額医療費共同事業負担金) 2, 5 3 2 千円更正減

5 款 道支出金 2 項 道補助金 1 目 財政調整交付金
1 節 財政調整交付金 (財政調整交付金) 1 6, 9 4 0 千円追 加

7 款 共同事業交付金 1 項 共同事業交付金 1 目 高額医療費共同事業交付金
1 節 高額医療費共同事業交付金 (共同事業交付金) 6, 4 6 1 千円追 加

7 款 共同事業交付金 1 項 共同事業交付金 2 目 保険財政共同安定化事業交付金
1 節 保険財政共同安定化事業交付金 (保険財政共同安定化事業交付金) 2 7, 9 4 6 千円更正減

【歳出】

7 款 共同事業拠出金 1 項 共同事業拠出金 1 目 高額医療費共同事業拠出金
19 節 負担金、補助及び交付金 (高額医療費共同事業拠出金) 9, 3 7 7 千円更正減

7 款 共同事業拠出金 1 項 共同事業拠出金 3 目 保険財政共同安定化事業拠出金
19 節 負担金、補助及び交付金 (保険財政共同安定化事業拠出金) 9, 3 2 5 千円更正減

11 保健事業費

①内 容

特定健診、総合健診について、受診者の減少が見込まれることから減額補正するものです。また、65歳以上の被保険者に係るインフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種費用並びにがん検診費用が北海道国民健康保険特別調整交付金の対象となることから、一般会計から予算を組み替えるため追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

5 款 道支出金 2 項 道補助金 1 目 財政調整交付金
 1 節 財政調整交付金(財政調整交付金) 7 1 6 千円追 加

【歳出】

8 款 保健事業費 1 項 特定健康診査等事業費 1 目 特定健康診査等事業費

13 節 委託料(特定健診等委託料) 5 6 0 千円更正減

8 款 保健事業費 2 項 保健事業費 1 目 保健衛生普及費

13 節 委託料 3, 3 5 0 千円追 加

電算処理業務委託料 3 4 千円更正減

総合健診業務委託料 4 9 8 千円更正減

予防接種委託料 4 7 1 千円追 加

がん検診委託料 3, 4 1 1 千円追 加

後期高齢者医療特別会計補正予算説明資料

(町民課)

1 後期高齢者医療保険料

①内 容

後期高齢者医療保険料について、収入増が見込まれることから追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	後期高齢者医療保険料	1 項	後期高齢者医療保険料	
1 目	後期高齢者医療保険料			
1 節	現年度分(後期高齢者医療保険料現年度分)			3,587千円追加
2 節	滞納繰越分(後期高齢者医療保険料滞納繰越分)			7千円追加

【歳出】

2 款	後期高齢者医療広域連合納付金	1 項	後期高齢者医療広域連合納付金	
1 目	後期高齢者医療広域連合納付金			
19 節	負担金、補助及び交付金(後期高齢者医療広域連合納付金)			3,594千円追加
				(現年度分 3,587千円追加
				滞納繰越分 7千円追加)

2 後期高齢者医療広域連合納付金

①内 容

後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことにより減額補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

2 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	事務費繰入金(広域連合事務費繰入金)					426千円更正減
2 節	保険基盤安定繰入金(保険基盤安定繰入金)					706千円更正減

【歳出】

2 款	後期高齢者医療広域連合納付金	1 項	後期高齢者医療広域連合納付金	
1 目	後期高齢者医療広域連合納付金			
19 節	負担金、補助及び交付金(後期高齢者医療広域連合納付金)			1,132千円更正減
				(事務費負担金 426千円更正減
				保険基盤安定負担金 706千円更正減)

介護保険特別会計補正予算説明資料

(町民課)

1 第1号被保険者介護保険料

①内 容

介護保険料について、収入増が見込まれることから追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	介護保険料	1 項	介護保険料	1 目	第1号被保険者介護保険料	
1 節	現年度分 (第1号被保険者介護保険料現年度分)					2, 917千円追加
2 節	滞納繰越分 (第1号被保険者介護保険料滞納繰越分)					74千円追加

2 保険給付費

①内 容

介護サービス等の保険給付費について、事業実績の増加及び減少が見込まれることにより補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳入】

2 款	国庫支出金	1 項	国庫負担金	1 目	介護給付費負担金	
1 節	現年度分 (介護給付費国庫負担金)					7, 147千円更正減
2 款	国庫支出金	2 項	国庫補助金	1 目	調整交付金	
1 節	調整交付金 (調整交付金)					3, 029千円更正減
3 款	道支出金	1 項	道負担金	1 目	介護給付費負担金	
1 節	現年度分 (介護給付費道負担金)					5, 067千円更正減
4 款	支払基金交付金	1 項	支払基金交付金	1 目	介護給付費交付金	
1 節	現年度分 (介護給付費交付金)					10, 522千円更正減
6 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	介護給付費繰入金 (介護給付費繰入金)					4, 697千円更正減

【歳出】

2 款	保険給付費	1 項	介護サービス等諸費			
1 目	居宅介護サービス等給付費					
19 節	負担金、補助及び交付金 (居宅介護サービス等給付費保険者負担金)					12, 780千円更正減
2 目	居宅介護サービス等計画給付費					
19 節	負担金、補助及び交付金 (居宅介護サービス等計画給付費保険者負担金)					2, 707千円更正減

3目	地域密着型介護サービス等給付費		
19節	負担金、補助及び交付金（地域密着型介護サービス等給付費保険者負担金）		1,762千円追加
4目	施設介護サービス等給付費		
19節	負担金、補助及び交付金（施設介護サービス等給付費保険者負担金）		20,207千円更正減
6目	住宅改修費		
19節	負担金、補助及び交付金（住宅改修費保険者負担金）	52千円追加	
7目	審査支払手数料		
12節	役務費（審査支払手数料）		102千円更正減
2款	保険給付費 2項 高額介護サービス等費		
1目	高額介護サービス等費		
19節	負担金、補助及び交付金（高額介護サービス等費負担金）		719千円更正減
2款	保険給付費 3項 高額医療合算介護サービス等費		
1目	高額医療合算介護サービス等費		
19節	負担金、補助及び交付金（高額医療合算介護サービス等費負担金）		753千円更正減
2款	保険給付費 4項 特定入所者介護サービス等費		
1目	特定入所者介護サービス等費		
19節	負担金、補助及び交付金（特定入所者介護サービス等費保険者負担金）		2,124千円更正減

3 介護給付費準備基金等積立金

①内 容

保険給付費の減少により剰余金が生じる見込みであることから、積立金を追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

5款	基金積立金 1項 基金積立金	1目	介護給付費準備基金等積立金	
25節	積立金（介護給付費準備基金等積立金）			10,925千円追加

浦幌町立診療所特別会計補正予算説明資料

(町立診療所)

1 内 容

歳入の診療報酬収入については、確定見込みにより補正するものです。事業債については入札に伴う起債の減額でございます。

歳出については、消費税確定申告に伴う中間申告不足額の追加と医師、放射線技師、看護師等の代替賃金の減額、運営実績に伴う物件費の減額が主な内容です。

また、平成29年12月14日付けで浦幌町立診療所運営資金として指定寄附を受けたので、病棟用の備品購入費を追加補正するものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					23,737千円更正減
3 款	諸収入	1 項	諸収入	1 目	診療報酬収入	
1 節	保険診療収入					7,400千円追加
2 節	労災収入					500千円追加
3 節	自賠責収入					100千円追加
5 節	健康診査収入					5,108千円追加
6 節	その他診療収入					153千円追加
4 款	町債	1 項	町債	1 目	浦幌町立診療所医療機器更新事業債	
1 節	浦幌町立診療所医療機器更新事業債					200千円更正減

【歳出】

1 款	診療所費	1 項	診療所費	1 目	診療所管理費	
14 節	使用料及び賃借料 (医師送迎タクシー借上料)					68千円更正減
27 節	公課費 (消費税)					98千円追加
1 款	診療所費	1 項	診療所費	2 目	医業費	
2 節	給料					1,325千円更正減
3 節	職員手当等 (期末勤勉)					110千円更正減
	(寒冷地手当)					115千円更正減
4 節	共済費 (共済組合納付金)					996千円更正減
7 節	賃金 (非常勤医師賃金)					2,100千円更正減
	(技師賃金)					360千円更正減
	(看護師等賃金)					1,500千円更正減
13 節	委託料 (血液検査等業務委託料)					900千円更正減
	(給食業務委託料)					800千円更正減
	(放射線検査委託料)					100千円更正減

14節	使用料及び賃借料（酸素供給装置賃借料）	2,500千円更正減
18節	備品購入費（ダイルームテーブル1台）	100千円追加

《参考》

一般会計補正科目及び補正額

【歳入】

16款	寄附金	1項	寄附金	2目	指定寄附金	
1節	指定寄附金					100千円追加

【歳出】

4款	衛生費	1項	保健衛生費	5目	医療対策費	
28節	繰出金（浦幌町立診療所特別会計繰出金）					100千円追加

公共下水道特別会計補正予算説明資料

(施 設 課)

1 内 容

下水道改築事業等が確定したことに伴う国庫補助金、町債及び賃金、委託料、工事請負費の減額補正をするものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	分担金及び負担金	1 項	分担金	1 目	公共下水道費分担金	
1 節	公共下水道受益者分担金					80 千円追 加
2 款	使用料及び手数料	1 項	使用料	1 目	公共下水道使用料	
1 節	現年度分（公共下水道使用料現年度分）					3,000 千円更正減
3 款	国庫支出金	1 項	国庫補助金	1 目	下水道事業費補助金	
1 節	公共下水道事業費補助金（社会資本整備総合交付金）					13,170 千円更正減
5 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					3,531 千円更正減
8 款	町債	1 項	町債	1 目	公共下水道事業債	
1 節	公共下水道事業債					7,300 千円更正減

【歳出】

1 款	総務費	2 項	施設管理費	1 目	管渠管理費	
13 節	委託料（管渠等清掃業務委託料）					540 千円更正減
2 款	事業費	1 項	下水道建設費	1 目	下水道建設費	
4 節	共済費（共済組合給付金）					6 千円追 加
7 節	賃金					105 千円更正減
13 節	委託料（調査設計委託料）					6,404 千円更正減
15 節	工事請負費					19,878 千円更正減

個別排水処理特別会計補正予算説明資料

(施 設 課)

1 内 容

個別排水処理施設設置基数が確定したことに伴う受益者分担金の追加補正と町債及び工事請負費の減額補正をするものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	分担金及び負担金	1 項	分担金	1 目	個別排水処理分担金	
1 節	個別排水処理受益者分担金					200千円追 加
4 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					978千円更正減
7 款	町債	1 項	町債	1 目	個別排水処理施設整備事業債	
1 節	個別排水処理施設整備事業債					8,300千円更正減

【歳出】

1 款	総務費	1 項	総務管理費	2 目	普及推進費	
19 節	負担金、補助及び交付金（水洗便所改造等補助金）					500千円更正減
1 款	総務費	2 項	施設管理費	1 目	個別排水処理施設管理費	
9 節	旅費（普通旅費）					19千円更正減
13 節	委託料（保守業務委託料）					778千円更正減
2 款	事業費	1 項	個別排水処理施設建設費	1 目	個別排水処理施設建設費	
15 節	工事請負費					7,781千円更正減

簡易水道特別会計補正予算説明資料

(施 設 課)

1 内 容

統合簡易水道事業等の内容が確定したことに伴い、簡易水道事業債の追加補正及び工事請負費の減額補正と、給水工事に係る設計審査手数料及び消費税確定申告に伴う還付金の追加補正をするものです。

2 補正科目及び補正額

【歳入】

1 款	分担金及び負担金	1 項	負担金	1 目	簡易水道費負担金	
1 節	工事負担金					2, 895 千円更正減
2 款	使用料及び手数料	1 項	使用料	1 目	水道使用料	
1 節	現年度分 (水道使用料現年度分)					4, 403 千円更正減
2 款	使用料及び手数料	2 項	手数料	1 目	簡易水道手数料	
1 節	給水工事手数料 (給水工事設計審査手数料)					160 千円追 加
3 款	繰入金	1 項	他会計繰入金	1 目	一般会計繰入金	
1 節	一般会計繰入金					8, 240 千円更正減
5 款	諸収入	2 項	雑入	1 目	雑入	
2 節	仮払消費税還付金					1, 036 千円追 加
6 款	町債	1 項	町債	1 目	簡易水道事業債	
1 節	簡易水道事業債					5, 800 千円追 加

【歳出】

1 款	総務費	1 項	総務管理費	1 目	一般管理費	
1 節	報酬 (委員報酬)					54 千円更正減
4 節	共済費 (共済組合給付金)					7 千円追 加
9 節	旅費 (費用弁償)					32 千円更正減
1 款	総務費	1 項	総務管理費	2 目	施設管理費	
13 節	委託料 (保守業務委託料)					1, 048 千円更正減
	(環境整備委託料)					235 千円更正減
15 節	工事請負費					1, 114 千円更正減
2 款	事業費	1 項	事業費	1 目	給水事業費	
15 節	工事請負費					6, 066 千円更正減
	内訳 (水道管移設事業)					2, 895 千円更正減
	(量水器取替事業)					1, 899 千円更正減
	(簡易水道統合事業)					1, 272 千円更正減